

（午前10時45分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番16、13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

昨日行われました民主党代表選挙では、党員、サポーターの1票で日本の総理を決めるという選挙となりました。官僚主導から政治主導へ、いえ、私たちの国民の声で、国民の生活のための政治を行っていくというスタイルが確立されようとしていることの現れとも言えます。

そんな中、我が橋本市を振り返ってみますと、私たちの声が市政に届いているのでしょうか。疑問に感じまして、どこに原因があるのだろうかと考えますに、行き着きますのが区長制度であります。区長さんという定義も明らかになっていないにもかかわらず、責任を押し付け、権限を付与し過ぎて、本来の行政の仕事を押し付けているようにしか見えません。一部の声の大きな市民の声が、あたかもすべての市民を代表しているのでしょうか。声なき声をどのようにお考えでしょうか。

行政主導から市民主導へ、橋本市政も転換の一步を踏み出すときがそろそろ訪れてきているように思います。

私たちの未来は、私たちの手で。市民と行政が一体となったまちづくりをめざしまして、今回もお尋ねをいたしたいと思います。

1. 区長制度について。

さきの3月、6月定例会におきましても区長制度についてお尋ねしましたが、引き続きしてお尋ねしたいと思います。

市民協働の観点からも「市民の声でつくるまちづくりを」との考えから、改めて区長制度を考えてみたいと思います。

市当局は、市民への説明責任を「区長さん」と呼ばれる方に転嫁をしたりはしてないでしょうか。その責任と負担を押し付ける行政の進め方はいかかなものかと感じています。また、市議会において「地元の理解を得ています」との答弁がよく聞かれます。その根拠が、「区長さん」出席の会議で話したという程度で、「理解をいただいた」とされることも耳にします。

現状の区長制度が、市民の声を取り入れることができているのでしょうか。市当局としてのお考えをお尋ねします。

①改めまして「区」と「自治会」との違いについてお尋ねします。

②私の質問を機に制定していただきました「行政事務委託契約事務取扱要綱」についてお尋ねをいたします。

③旧高野口町において、合併にあたり「区長さん」にお願いされる業務がどのように変化をしたのか、お尋ねします。

④投票管理者の選任方法についてお尋ねします。

⑤市民への説明責任を果たす方法についての考え方についてお尋ねします。

⑥市民協働の観点から、市民ニーズへの対応についての方針をお尋ねします。

⑦市当局から見た区長制度のメリット・デメリットについての見解をお尋ねします。

以上、明快なご答弁をいただけますようお願いいたします。私の1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、区長制度についてのおただしについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、「区」と「自治会」との違いについてであります。3月議会においてもお答えさせていただいたように、区、自治会、町内会など、その地域によっていろいろな名称がありますが、いずれもその地域で暮らす人々で結成された任意の団体であり、同じものであると考えています。

2点目の、「行政事務委託契約事務取扱要綱」についてであります。基準は以前から策定しており、運用を行ってまいりましたが、要綱として定めることが市民への説明や理解が得やすいことから明文化したところであります。

3点目の、区長さんへの業務について、合併によりどう変化したのかのおただしについてでございますが、旧橋本市地域においては変化はございませんが、旧高野口町地域におきましては、それまで100余りに分かれていた区・自治会を34地区に統合していただいた経過もあり、とまどいや、合併前は町職員での対応であったものが、地域をよく知られている区長さんに選任依頼等を行っていることや、工事などにおける地元同意等のシステムの違いがあることをお聞きしております。

4点目の、投票管理者の選任方法についてであります。6月議会でもお答えさせていただいたように、投票管理者並びに投票立会人の選任の際には、選挙管理委員会から、地

域の実情に詳しい区長さんや自治会長さんに推薦依頼を行っており、内申をいただき、選挙管理委員会で選任を行っております。

5点目の、市民への説明責任を果たす方法についてのおただしですが、市民への説明等については、案件により区長さんへ説明する場合や、地元へ出向き協議や説明会を行う等ケースバイケースであり、その都度の案件により対処しているところでございます。

6点目の、市民協働の観点からのおただしについてでございますが、市民と行政が一緒になってまちづくりに取り組む協働の動きが全国的に活発化している状況であり、近年、この区や自治会組織が主となって、自主防災組織も順次設立されており、8月22日には自主防災大会も多くの方々のご参加のもと、開催されたところでございます。これからは、市民と行政の協働のまちづくりとして、これまでの行政にゆだねられてきた公共サービスにおいて、市民と行政、あるいは市民相互で担っていく公共サービスの提供となるよう、協働社会の構築をめざしてまいりたいと考えております。

7点目の、区長制度についてのメリット・デメリットについてのおただしですが、橋本市では、従来から主として大字単位の地縁をもって「区」を組織されております。この区及び区長制度は、昭和30年の市町村合併からの、この地域でまちづくりの制度といえます。慣習でもあり、メリット・デメリットとして表現しにくいところがありますが、地域住民から選ばれた代表者である区長さんなり、自治会の会長さんなりを通じて、市と区は協働における互いのパートナーとして、ともに歩んできているものと考えております。

次に、デメリットと言えるかどうかわかりませんが、区長業務の負担が多いとのこともお聞きします。事案により適切な対処を

行えるよう取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君、再質問ありますか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）3月、6月、引き続いて、この区長制度なんですけれども、まず①なんです、区と自治会、これは3月議会でもお尋ねをしました。確認なんです、市としては、これは区と自治会、まったく同一のもの、特に新興住宅においては自治会と呼び、旧の字については区と呼んでいる。それをまとめて、総称して区と呼んでいるんだということのご答弁があったかと思えます。そのことを踏まえた上で、再度ここでお尋ねしているのは、地域によりまして、区長さん、自治会長さんが別に存在をする、こういってところもあるということがわかりましたので、改めてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

自治会長さんというのは、従来の、どこの都市でもあります地縁によるものであると理解しております。ただし、市とのさまざまな折衝など業務が非常に多いため、その自治会では賄えないということで、改めて別に区長さんを設けた、また、それが都市によっては、たまたま同じ方になっているということもお聞きをしておるわけなんですけれども、やはり、そこが一本化できないなどといった事例もお聞きをしております。

そしてまた、先ほどの答弁でもございました、旧高野口町においては大字を中心とする区と従来の細かくございました自治会とを統合する中で、大字と一致しない統合が行われていることも事実でございます。

それらを踏まえまして、この区と自治会、しっかりと何らかの定義をする必要があるの

ではないかと思えます。今のところ、先ほどの答弁をお聞きしていると、区長制度を今後も続けていくと、そんなふうにとれるわけですけれども、この規定がないことはさきの3月議会での答弁でも明らかでございますが、その点について、ご見解をお聞かせください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）前回もご答弁させていただきましたように、基本的に区なり自治会、町内会という呼び名はあるわけでございますけれども、本市としましては同じ扱いということで、現在橋本市では109の区長さんと、パートナーという立場で行政のお手伝いをしていただいているという状況でございます。

それから、高野口の件でございますけれども、ご答弁もさせていただきましたが、合併前は100余りの区がございました。それが各区長さんのご協力をいただきまして、34にまとめさせていただいておりますので、ただ、議員ご指摘のとおり、旧高野口町内には現実的にはやはり100余りの区の名残が残っておりまして、地域の中ではそういう地域活動をされている自治会もあるというふうには認識はしておりますが、あくまでも行政として窓口でお願いしておりますのは、認識しておりますのは34というところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ということは、やはり区と自治会は別ということですね。今、それをご答弁いただいたということですか。

それと、今、私が指摘をさせていただいたのは、旧橋本地域でございます。旧橋本地域において、自治会長さんと区長さんが別に存在する地域があるということを指摘をさせていただいております。それに、個々の案件についてはここでお尋ねをする、これは住民自

治の原則でありますので、その地域にお任せすることとして、議会で取り上げる問題ではないと思いますけれども、そういった点、または統合された旧高野口町の100余りのところでは、自治会としては今も存在をしておる。その中で、市との窓口として区長がある、そういうご答弁で間違いございませんか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）そのとおりでございます。ですから、橋本市の場合で申し上げますと、城山台でございますと1丁目、2丁目、3丁目等とございますが、やはり城山台は城山台の一つの代表の方と、区長さんということで行政のお手伝いをさせていただいているという状況でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）わかりました。ちなみに、城山とかじゃないんですよ。一つのまちで、何丁目、何丁目やって連合自治会という意味じゃないんですよ。一つのまちで、自治会長と区長さんと別におるということを言っています。もうこれは結構です。

それでは、2番の行政事務委託契約事務取扱要綱について、明文化したということのご答弁をいただいたんですが、私、ちょっとこれ、中身についてお尋ねをしたかったんですよ。ちょっとご答弁が、ただ単に明文化しただけではないので、ここで改めてお尋ねをしてみたいと思います。

まず、第2条、区の定義。「この要綱において、区とは市内の区・自治会をいう」となっています。そしたら、今のご答弁をあわせて考えていただいて、この要綱において、区とは市内の区・自治会という、これは、この数の総数はいくつになりますか。ここの2条で定義をする区の数、3月議会でご説明いただいた108でしたでしょうか、それとまた異なってくるということですか。

この要綱は22年の4月1日から施行する、あの3月議会以降に制定をされたものです。改めて答弁をお願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）行政事務委託費をお支払いさせていただいている区は108でございます。区の数、109でございますけれども、ある区については、来年度から結構でございますということでしたので、実際出しているのは108ということでご答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）済いません。質問がかみ合っておりません。第2条でいう区、これ、書いてあるんですよ。「この要綱において、区とは市内の区・自治会をいう」と書いてあるんですよ。先ほど、区と自治会は別ですよという答弁をいただきました。そしたらこれ、108じゃないんでしょう。もっとあるんでしょう。そしたら、ここに対しても行政事務委託契約を結ばんとあかんということになってきますよ。

だから、ここらがはっきりとしてない中で、あいまいに進めていくことにさまざまな問題点が出ているんです。はっきりさせてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）決してあいまいにはしておりません。ただ、この文言の、日本語的な表現の仕方については、確かに区と自治会という単語は入っておるところでございますが、あくまでも橋本市のほうではダブっておりませんし、109という扱いはしていません。先ほどご答弁させていただいたとおり、一部、来年度からは結構ですよという区がございましたので108にはなっておりますが、ダブってはおりません。

以上です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ここは重要な部分やないんで、あまり時間とりたくないんで、もうこれは平行線やと思うんで、いいですか、これ、ちょっとおかしいので、検討してください。もともとの定義を、だから区という定義がそもそもないところに立って、ここからおかしくなってるんですよ。前も指摘しましたけど、これだけ橋本市の中で歴史があります。その中で区は何ですか。これ、ないんですよ。区長は何ですか。この定義もないんです。ない中で、そこにおんぶにだっこなっている現状に問題があるから、私はずっと指摘してるんですよ。そこに気づいてください。

次、第3条に行きます。「区に委託する行政事務は次のとおりとする」、はっきり書かれますね。①広報文書及び書誌（県民の友など）の配布。②文書等の回覧。③その他行政事務処理に必要な業務。この③の、その他行政事務処理に必要な業務とは、どのような業務を指しているんですか。お尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）募金活動、それから例えば地域内での工事、市道の修繕・改修等と、そういったものをここで明記させていただいております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）多分、今のはちょっと答弁あれやったのかなと思うんですけど、工事は多分されないと思うので、工事の立ち会いか何かかなとは思いますが、工事を業務委託されてるわけやないと思うので、それはもういいです。

じゃあ、これ、その他行政事務処理、募金とかそうなんですか。そこまでを、これは市の公金を使って委託をされておるわけですね。

じゃあ一方、区長さん方はどんなふうにとらえられているんですか。これ、前にもありましたよね。区長連合会の会則というのがある。4条に、本会は前条の目的、前条というのは住民の福祉増進とか、市政の円滑なる運営とかあるんですけども、これに寄与するものとして次の事業を行う。連絡協議会の開催、地区運営の円滑なる連絡調整に関する事項、末端行政の調査研究並びに講演会の開催、市当局に対する意見の開陳または諮問応答に関する事項、その他本会の目的達成に必要な事項。これは区長さん違いますね。区に対してですね。区長さんに委託しているのと違いますね。市は、区に対して委託してるんですね。そこで委託しているのが広報の配布、文書の回覧、募金、工事の立ち会い、そんなことがあるんですよ。この辺、ちょっと食い違っているように思うんですが、それについての当局のご見解をお聞かせください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）私どもでは決して食い違っているとは思っておりません。市内の区長さん方におかれましては、先ほど申し上げましたように、募金なり、ちょっと発言間違ったんですが、工事の現場立ち会い等々、修理の申請等あります。また、調査、いろいろ回覧もお願いしておるわけでございますけれども、それにつきましては、連合会の会則にも書いておりますが、内容的には全く一緒でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）どうもかみ合わないんですけども、同じというふうなご理解と。理解をしておるということなんですよ。末端行政、区は行政の末端組織というふうにお考えですか。その点、お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）市役所の行政組織

の末端組織とは考えてはおりません。区は、あくまでも地域、地域の、自主的に地域のコミュニティを保つために発生、生まれた集団でございますので、決して行政組織の末端組織とは考えておりません。あくまでも行政は地域の、区のほうへ、区の代表の方にいろいろ行政のお手伝いはしてはおりますが、末端の組織ではございません。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）よくわかりました。これ、末端であれば、要するに位置付けが非常に不明瞭だというのは、ずっと言ってますよね。市から市長が委嘱をされておるわけでもない。だから、それはお願いするんであれば、しっかりと市長が直接委嘱をする。それなりに区長さん、非常にお忙しいです。これだけの業務、これ、区に対してお金を支払ってるんで、区長さんに払ってるわけじゃないですよ。じゃあ、その区長さんの手当というのは、これはもう住民自治で、各区でお決めいただければいいことなんですけれども、負担ばかり行ってる。だったら市としてしっかりと、市長から委嘱すればいいんじゃないですか。そんなことをずっと申し上げておるんですけれども。

続いてお尋ねをしてまいりたいと思います。こういった行政事務の委託取扱要綱、とりあえずつくっていただきました。今度は区とか区長さんとしてどうなんだ、こういったのもつくって、市として整備をされますよう、これについては要望をさせていただきます。

③へ移ります。旧高野口町において、簡単にさらっと流していただいたんですけれども、今までに町職員がやっていたものの選任同意とか、工事とかというふうなご答弁であったかと思います。例えば、この選任同意、どのようなものが今まで、旧高野口町時代では職員が担当しておったものが、区長さんにそ

の業務をお願いすることになったんですか。もう少し具体的な事例をご紹介ください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）大きくは国勢調査でございます。ほかにも小さな、細かなところはあるというふうには聞いてはおるんですが、大きくは各区長さんからご意見いただいておりますのは、国勢調査でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）確かに国勢調査、これ、ちょうど今年が国勢調査でして、5年に1回ですので、実は今年、合併してはじめて国勢調査の調査員ということで、企画経営室ももうなずいていただいておりますけども、それで、私のほうへも、今ちょうど区長制度ずっと質問させていただいておるので、あるとき、連日、高野口の区長さん方から、こんなことまでさせられるのかということで、何人もの区長さんから私もお電話をちょうだいいたしました。これだけじゃないですよ。あれもこれも。選任、かなり増えている。で、工事もそうだし、この次にお尋ねをする投票管理者、これなんかも旧高野口町時代と橋本市に変わってからどうも変わったというふうにお聞きをしております。

これ、自治会というのが、さっきの議会の答弁の中でも、橋本市の歴史、慣習であり、ずっと続いてきたものであるから、それを堅持していきたい。だけど今、旧橋本市と旧高野口町、合併しました。合併して5年になりますか。旧高野口町時代はこんな慣習なかったのが、すべて旧橋本市に合わせる形で、この区長制度もなってるんですよ。今までの慣習だったら、百いくつあった自治会・区、これをどんどん統合していったんでしょう。旧橋本市に合わせていったんでしょう。これは長年の慣習ですか。旧高野口町の人から見たら、全然慣習じゃないですよ。合併したこ

とによって業務は増える、区は減らされる。これ、慣習と言えるんですか。旧橋本市だけのことを考えているんじゃないですか。今、改めて新市として合併をしてやっていく中で、じゃあ旧高野口町の慣習というのはどうなっているんですか。その辺のところ、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）確かに議員ご質問の旧高野口町において、結果的には100余りの区を34にお願いしたという経緯はございますが、これにつきましては、旧の橋本市、旧の高野口町が合併いたしました。別に区長制度だけではないわけですけれども、ほかの行政分野でもそうですが、合併した以上は、やはり一つの市として、できるだけ合併協議の中でも行われたわけでございますけれども、やはり一本化、統一化していく必要があるということの中で、現在まで至っております。

その中で、議員ご指摘の区長制度、100余りの34というのは、これは決して我々が、市行政側が強制的にこうしますと言ったわけではございません。その点をご理解いただきたいと思います。ただ、行政としましては、やはりスリム化をしていく中で、ご協力をお願いできないかなということで、総務課が担当しまして、各区長さんなりにお願いに回りました。地元へもお邪魔しました。そうした中で、地域の100余りの区長さん方は、大変ご苦労していただきました。私も現場へ出向かせていただきました。大変なご苦労をしていただく中で、確かに長い慣習で来ておった中でご苦労させていただいたということはわかっておりますが、結果的に、100余りの区長さん方のご協力といいますか、お知恵を借りまして、結果的に34にさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）部長、済いません。ちょっと違う、ずれてます。私、そっちの100を34のほうを言うてるん違うんです。業務内容です。区長さんへお願いする内容が、旧高野口町の場合は増えたでしょうと。そっちのほう、そっちについてお尋ねをしています。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）確かに、ちょっと私、手元には持っておりませんが、業務的には、やはり新橋本市になりましたので、総合的な窓口としましては区長さまにお願いをしていっている業務が増えておるといことは、認識はしております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）認識はもちろん、事実そうなんだから、これはここへお願いしてやる業務については見解の相違も何もないんですよ。実態なんですからね。それはいいんです。だから、慣習で今までお願いしていたという答弁をいただいてました。旧高野口町に限っては、慣習と違うふうに変わっていったるんですよね。で、新市になったら一つにする。当然です。だから、先ほどの学校給食ですよ。中学校給食もそうでしたよね。地域間格差があったらいかんと。高野口だけやって橋本やれへんのはおかしい。だからこれ、やっていきましょう。当然ですよ。じゃあ、どこに合わせるか。水道料金でも何でも、高いほうに合わせますか、低い方に合わせますか。そうじゃなかったら、ご負担のないところに合わせていこうかと。これ、合併してそうやっていくんでしょう。旧橋本市のほうばかりが基準になってやっているんじゃないかということをおし上げておる。

それが、この区長制度のあり方自体は、長年の慣習だということを根拠にずっと答弁をなさってるんで、じゃあ旧高野口町はどうな

んですかと。慣習違うことになってますやん。改めて考え直していったほうがいいんじゃないんですかと。そういうことをお尋ねをしておるんです。今まで町の職員がやっていたのであれば、今度、新市の職員で、今まで橋本市はお願いしてたけども、ご負担が多いという認識があるというのは、さきの議会でもご答弁でいただいております。だから、市当局としても、それはご理解をいただいております。6月議会、部長の答弁ですね。「まず、区長さんには多忙なといいますか、非常に各課にまたがりまして、全庁的にいろんな業務を助けていただいておりますということでは、区長さんに負担をおかけしておりますということは事実認識しております。」また、「責任を区長さんにとということで、業務をお任せする、責任を持たずということについて、それが限度を超えておるということであれば、当然、市としてもやはり今後、見直すというか、検討が必要であるというふうに考えています。」というご答弁もいただいております。だったら、ここ、旧橋本市が慣習的にそうだから、じゃあ旧高野口町も含めた全市的にそっちに合わすんですと、歴史から、もうそれが根づいてますとおっしゃってた。旧高野口町は全然根づいてないんですよ。ないんです。区も減らしてるんですよ。全然根づいたものじゃないんですよ。そこをまずしっかりと認識して、お考えいただきたいと思っております。

ほかにも、ほかといいますか、また最後までとめて、その辺の議論を深めていきたいと思うんですが、次に、④投票管理者の選任方法についてお尋ねしますということで、ちょっとこれ、区長さんをお願い、内申しておりますということなんですが、ちょっと以前からお願いしてたんですけども、他の市町村ではどのように選任をされておるのか、ご紹介を

お願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）前にもお尋ねをいただきまして、市のほうで確認を、調査をさせていただきます。

投票管理者として、市の職員が従事しております。市で申し上げますと、和歌山市、紀の川市、有田市、岩出市が市の管理職職員なり、市の職員で対応をしております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）済いません。そしたら他の市は今挙げていただきました和歌山市、紀の川市、有田市、岩出市、他はどうだったんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）繰り返しになりますが、和歌山市は市の職員で、岩出市、紀の川市は市の管理職でございますが、海南市は市民の方をお願いをしております。これにつきましても、自治会に内申を依頼しております。それから、御坊市につきましても市民の代表の方をお願いをしております。町内会に内申依頼をしております。田辺市につきましても市民の方をお願いをしております。新宮市も同じく市民の方をお願いをしておりますという状況でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ありがとうございます。

今、和歌山市、紀の川市、有田市、岩出市、だいたいこの辺の紀の川筋は、市の職員が担当しておるというようなことですね。これ、どうなんでしょう。市の職員で投票管理者をされたほうが、お互いにいいんじゃないですか。さきの議会においても、この投票管理者という方々は選挙運動をすることが制限を受ける。これは公職選挙法上明確でございますし、そのことについて選挙管理委員会としても広報に努めておりますというご答弁をいた



できました。

この区長と選挙ということ、やはり多くの市民の方からのご相談といいますか、ご意見をこのところよくちょうだいしております。どうしても区長さんなり、その奥さまであったり、ご家族の方が後援会のカードの取りまとめをされておられるようなケースもあると。そして、その方が投票所に管理者としてお座りになられていて、実際には見えないんですよ。実際にだれに投票しているか、見えないと思うんですよ。だけでも、投票される方が、その心理的な圧迫から、自分が思う候補者の名前を書けないと。このようにおっしゃってる市民の方もいらっしゃいます。

もちろん、この投票管理者、いわゆるなりすましの投票であったり、そういったことを防止する意味で地域の方、ご近所の方が、お顔がわかる方がお座りいただくというのが有効な手段であるというのは理解しております。だったら、職員でしたらどうなんですか。地域に住む職員でお願いしたらどうですか。職員であれば地方公務員です。もともと選挙活動というのは地方公務員法上制限をされております。よそでもやっているんでしょう。この辺の紀の川筋。何もそこまで区長さんにご負担かけなくてもいいんじゃないですか。

どうですか。ちょっとこれ、検討してみますという、前向きなご答弁いただけますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）調査した結果につきましては、紀の川筋はそういった状況で、市の管理職なり、市の職員が投票管理者になっているところもございます。それも調査でわかったわけでございます。ただ、議員のご質問でもございましたですが、やはり心理的圧迫というのは、私どもはあまり、ちょっと理解に苦しむところでございます。あくまでも私ども選挙管理委員会では、お願いすると

きには、やはり公職選挙法に基づきまして、注意もお願いもしておりますし、それは当然、管理者になる方はわかっていると思っております。

ただ、ちなみに申し上げますと、平成22年の参議院選挙におきましては、投票事務、開票事務含めまして、延べになるわけですが、383名の職員を動員しております。臨時職員、嘱託職員をお願いする場合がございます。そういったことで、今現在、投票区が46の投票所がございます。仮にそこへ投票管理者なり投票立会人をとということで、市の職員となつてまいりますと、職員の数からいいますと、ちょっと無理が生じてまいるという状況もございます。なおかつ、現時点での投票管理者なり、市民の方々なり、結果的には区長さんにもお願いしている結果で、選挙・投票事務を行っておりますが、今のところ特段区長さんから直接外してほしいとか、そういう直接は聞いてはおりませんし、もしそういうご要望があれば、それはそれで区長さん以外の方、地域の方々をお願いをしたいということで、今までにもそういう区長さんと会話をさせていただいた事例もございますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）46投票所中、市長選挙のときでしたか、33人の区長さんがということで6月議会でご答弁いただきました。これは、選挙管理委員会の事務局長にお尋ねしたんですが、投票管理者への報酬というのはどのようになっているんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）済いませぬ。ちょっと資料を持ってないんですが、1万九千何がしやったと思います。たしか2万円弱だったと思います。恐れ入ります。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君） 済いません、企画部長、職員課を所管するということで、ちょっと部長にお尋ねしたいんですが、職員が仮にこの投票管理者になった際に、この1万9,000円という報酬を受け取るということに関しては、違法性はあるのでしょうか。これはどうなんでしょう。地方公務員法上どうなのか教えてください。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） その違法性はございません。

○議長（中西峰雄君） 13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君） ということは、特に違法性がないということであれば、休日出勤云々ということで、費用ということで財政的に市のほうで発生するというのではないわけですね。ちゃんと職員に受け取っていただけるということであれば、違法性はないというご答弁ですので、ということは、別にこれは職員が担当したとして、市の支出が増えるということではございませんので、財政上の理由云々ということではなしに、これはぜひとも検討をお願いしたいと思います。現に、市民からそういった声も寄せられておりますので、できればこれは職員でしていただきたいと思います。

答弁ありますか。そしたら済いません。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） 違法性はございませんけれども、財政上の支出についてはどうかということについては、きちっと言えるような状態ではございません。といいますのは、前回の議会でも議論がありましたけれども、職員の時間外で支払うか、また別の選挙事務として扱うかという問題については、議論が必要なところでございますので、その財政上の支出については、同じですということは言い切れるということではございません。

○議長（中西峰雄君） 13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君） もう結構ですけども、要は財政上の支出、休日と比べてこっちで出したらどうやと言ってるん違うんですよ。今、市民の方をお願いしている、それが1万9,000円ですか、その金額はちょっと定かではないということなんですけれども、その費用が職員に払われるだけのことです。休日出勤としてではなくて、職員も一市民として立会人になるということなので、多分、その点はあまり、私としては関係ないというふうな認識しております。

残り時間もございますので、次へ移らせていただきます。

⑤市民への説明責任を果たす方法についてということなんですけど、案件について対応する。非常にざくっとした大ざっぱな話で、ご答弁、もう少しちゃんとしていただきましたかったなと思うんですけども、これ、今までもいくつかの事例がございました。すみだこども園もありました。今ちょうどやっていますね。橋本市の幼稚園、保育園の一体型保育であったり、委員はごみ袋の問題、週1回収集の問題、さまざまな問題がありました。地域の実情を一番よく知るのが区長さんだというのが、終始一貫した当局の答弁です。でも、区長さん、大変ですよ。子育てから道から何から全部わかって。しかも、市から報酬がないんですよ。これ、区へ出ていると。それだけ過度の負担をお願いしていいんですか。本来、区へ出向いてというような発言がよくあります。もっとそれぞれ必要な市民のところに市の担当職員が行って、皆さんに説明しないといけないんじゃないですか。区長さんだけに言って、区長さんがうんと言っていただいたならまだしも、何かの会議に区長さんに出てきてくださいと求めて、座っているだけ、何も発言されてなくても、座ってい

て何も言わなければ地元はオーケーですと。こういうふうな理解の仕方を、行政当局はしてきたんです。それでいいんですか。本当に市民の声を聞くのであれば、ちゃんと出向いて聞かないといけないんじゃないですか。

先ほど、協働推進員とかそんな話もありました。すべて区長さんにお任せするんじゃないなくて、区長さんも判こ一つ押すとなったら、何か問題が起きたときに区民の方から、市民の方から、区長さんが押したんやと、区長の責任やと。区長さんはそこまで責任持てるんですか。持てないですよ。その辺、改めて行政の怠慢を区長さんに押し付ける、このやり方を変えていかなあかんと思うんですが、さらに、この説明責任というのを、区長さんに説明する、区長さんに取りまとめをお願いする、そうじゃなくてもっと市民の方に直接訴えていく、そんなやり方に改める必要があると思います、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、先ほどの投票管理者の日額でございますが、1万9,000円でございます。失礼しました。

それから、今のご質問の件でございますけれども、ご質問の中で行政の怠慢ということのご質問があったんですけども、私どもはそのような考えではおりません。しかし、行政の怠慢によって区長さん方にご迷惑をかけるということであれば、これはやはり行政としては反省もすべきであり、取り組みの仕方も変えていく必要があるかというふうには考えておりますので、その点だけよろしくお願ひしたいと思います。

それから、区長さんに来ていただいて、区長さんが座っているだけで、もう地元は了解したんだよというふうなことも決して私どもは思っておりませんで、過去にも、どの事業どの事業ということは細かくは覚えてはおり

ませんが、区長さんから大きな、例えば過去にもあったと思うんですけども、いろんな大きな新しい国の施策なんかで事業展開するような場合ですと、やはり区長さん、わしは説明はするけれども来てほしいんだという話の、区長さんからの要望もいただいて、関係職員が出向いておるということも行っておりますので、今後も、今、議員ご指摘のとおり、そういった行政の怠慢に映るようなことがあっては決していけませんので、そういったところは、区長さん方ともコミュニケーションは密にしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）区長さん方とコミュニケーションを大切にすることも結構なんです、市民の方とのコミュニケーション、これを大切にしていきたい。そのとりまとめで、今区長さんにお世話になっているのかもしれませんが、だから、この間の議会のときにすみだこども園とかでも問題が出てきたわけです。区長さんにご理解いただいている。そして、上がってきた保護者への説明会をした。そんな話、初耳です、聞いてません、私らそんなん困ります。それはおろか、うち広報そんなん届いてませんよなんて言われている始末ですよ。これは前の議会でやりましたので、もうこれはいいですけども。

だから、いかに市民の方、特に、声なき声を取り入れていくのか。そういった新たな枠組み、それが必要になってくるんだと思うんですよ。さっきの10番議員の質疑の中でも、この住民自治基本条例、これもありました。さっきの答弁の中で企画部長から、地域協議会はあまりなじまないというようなお話もありました。けども、慣習から来ておるということは、もう既に破綻をしておるわけでございますので、そんなことも今後ご検討をい

ただきたいと思います。

次に、⑥市民協働の観点からということで、自主防災とかそんなご答弁いただいたんですけども、これだけじゃないでしょう。この議会に補正予算で公募型の提案事業ですとか、こんなことも提案をしていただいているようでございます。これの審議については議案審議で行いますので、ここでは中身については触れませんが、これは非常に私は歓迎しております。私も以前から、一番最初に言わせてもらったのは19年の9月議会やったのかな。あの辺でお尋ねして、21年の12月議会でもさらにこの点、市民協働の指針に盛り込んでいただいたことを受けて、できました。

これは、区とかそういうことじゃなくて、公募により市民から選んでというようなことですね。まだこれ、団体への補助ということで、さらに市民税の1%とか、今度は市民が提案する事業に対して、事業を採択していく。これも23年度ぐらいから着手したいという答弁も以前いただいております。こういったことから、市民の声を直接市政へ反映させるべく、この市民協働の方針としてやっていただきたいと思うんです。

そこで、この区長制度が、市民協働の観点からと言っていることと、市民協働の基本指針でうたわれ、こうやって実現しようとしていることに、どうもずれがあるように感じるんですが、ご答弁いただいたら一緒ですという答弁が来るんでしょうが、一応、今後、今までの歴史を、慣習を堅持しつつやっていこうとするのか、こういった市民協働、新たな協働、新しい公共としての協働のあり方を模索されるのか、見解をお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）市民協働における対象の団体といいますのは、当然、自治会も入りますし、それと色々な専門的な分野で活

動されている団体というのも入ってまいります。ちょっと瀧議員の言われる点で違いますのは、自治会というのは非常に長い歴史がある中で、地域の住民に支持された団体ということで、何て言うんか、地域のいろんな課題解決に取り組んでいただいているという経緯がありますので、そういった専門的にいろんな分野での、いわゆるNPO法人とかいうような団体とは一点、市といたしましては違う考え方を、位置付けを持っております。

一つの例といたしましては、自治会組織というのは、地域の住民の方が基本的には全員入っていただきたい組織ということで、橋本市といたしましては、新しく住民になられた方に対しても、市民課の窓口で入っていただき、加入をお願いするチラシをお配りいたしております。これは全員の方にてでございます。それで、区長さんが後で勧誘をしやすくというか、していただきやすくする取り組みもいたしておりますし、自治会に対しては、いわゆる防犯灯の補助金であるとか、集会所の補助金であるとか、いろいろな区を中心とした活動に対しての市としての支援も行っているところでございます。

ですから、そういったNPOの協働という考え方の中には自治会も入りますけども、自治会というのは市にとって非常に歴史のある、市民から支持された団体ということで、特別の意味を持っている団体と位置付けております。その区長さんといいますのは、その自治会の構成する人たちの総意でもって選ばれた代表の方ということでございますので、そのところ、十分ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）副市長、私もそれは理解してるんですよ。ただ、今、副市長からもありました、この自治会というのが、住民の

方全員が加入されておる組織ではないということ。それと副市長は今、自治会、自治会と答弁の中で使っていただいています。部長は一貫して区ですということでのこともされています。ここらがやっぱり明確にしていっていただきたいなど。だから、やっとなんか、行政事務委託のやつは、こんな内規ができました。区って何ですか。東京23区の区やない、政令指定都市の行政区でもない、地域協議会としての区でもないということは、企画部長の答弁でもありました。地域協議会はなじまないという答弁があったんでね。その区でもないです。じゃあ、区って何ですか。区とは、市内の区、自治会をいう。これだけでは非常に不十分なんです。そして区長さんの位置付け、これもしっかりと市長が委嘱をする、そのような形であるのか、何も前提がない中でさまざまな内規によって区長が内申するとか、そういったことになっている。これは行政の一部の怠慢の一つであるということを申し上げまして、また12月議会、続きをさせていただきたいと思います。

以上で、本日の質問を終わります。

○議長(中西峰雄君) これをもって、13番 瀧君の一般質問は終わりました。